ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置に伴う税関の対応について 令和6年4月10日財関第354号

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)により、ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置を実施することが決定され、3月1日に「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」が閣議了解されたところである。

これを受けて、ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置を実施するため、 輸出貿易管理令の一部を改正する政令(令和6年政令第165号)等が4月17日から施行され る。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知(別紙)を踏まえ、関係省庁 との連携を密にし、本輸出の禁止措置の実効性の確保に努めるため、下記により実施され たい。

記

- 1. 税関における審査に際しては、通関関係書類等により経済産業大臣の輸出の承認の要否を慎重に確認するとともに、経済産業省と緊密に連携することにより、本輸出の禁止措置の実効性を確保すること。また、これにより適正な通関の徹底を図るほか、事後調査を的確に実施すること。
- 2. 第三国を経由したロシアへの迂回輸出を防止するため、関係部門が緊密に連携し、税 関業務を一層厳正かつ的確に実施するとともに、違法行為が発見された場合には厳正に 対処すること。
- 3. 関係省庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携並びに通関業者、倉庫業者等の関係 業者などからの情報収集について、一層の充実を図ること。

## 政令第百六十五号

輸出貿易管理令の一 部を改正する政令

を制定する。 内閣は、 外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第三項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令

輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号) の一部を次のように改正する

別表第二の三第二号の二②を次のように改める。

- 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろうのうち、次に掲げるもの
- 石炭及び練炭、 豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの並びに亜炭、 泥炭、 コークス、 半成コー クス及びレ
- キシロール

トルトカーボン

- (v) (iv) (iii) (ii) ピッチコークス
  - アスファルトその他これに類する材料の製品
- 炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、 泥
- 歴青質混合物
- ii レーザー及び武器用望遠照準器、別表第二の三第二号の二中(4)を(4)とし、 潜望鏡、望遠鏡その他の光学機器並びにこれらの部分品及び附属品(4)を(4)とし、(5)を(4)とし、同号(4) (j)を次のように改める。

に改め、 離放射線の測定用又は検出用の機器並びにこれらの部分品及び附属品」を加え、同号44、前中「液体式」を「サーモスタット及び液体式らの部分品及び附属品」を加え、同号44、欧中「機器」の下に「及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電 らの部分品及び附属品」を加え、別表第二の三第二号の二(4)(iii) 遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム」に改め、 同号(44)を同号(45)とし、 `jii 中「及び熱」を「、熱」に改め、 同号43中「及びカヌー」を「、 カヌー、照明船、 同号(43)を同号(44)とし、 「量の測定用又は検査用の機器」の下に「及びミクロトー 消防船、クレーン沿その上のよう。「日後の大河中「液体式」を「サーモスタット及び液体式」を「サーモスタット及び液体式」を「サーモスタット及び液体式」 同号中(42)を(43)とし、 (41) を (42) とし、 (40) を (41) とし、

令和6年4月10日20240403貿局第1号

財務省関税局長 殿

経済産業省貿易経済協力局長

ロシアを仕向地とする石油及び歴青油並びにこれらの調製品等の輸出禁止措置について

上記の件について、令和6年4月5日付け閣議決定に基づき、別紙のとおり輸出貿易管理令の一部を改正する政令が施行されることになるため、税関においても本改正の趣旨を踏まえ当省と連携の上、御対応方よろしくお願いいたします。

(39) (iv) 及び心を次のように改める。 ii)中「及びスタティックコンバーター」を スタティックコンバーター及びインダクター並びにこれらの部分品 に改め、 同

- (v) (iv) (39) 一次電池及びその部分品
- 蓄電池及びその部

(ix) 電気抵抗器及びその部分品 別表第二の三第二号の二(y)(x)を次のように改める。(ix) はんだ付け月 メニイー ix はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器及び金属又はサー別表第二の三第二号の二:39`(x)を次のように改める。 メットの熱吹付け用電気機器並びにこれらの部分品

の、同号 80(x)中「液体ポンプ」の下に「及び液体エレベーター並びにこれらの部分品」を加え、同号 80(x)を次のように改める。別表第二の三第二号の二(9)を同号 40(とし、同号 80(x))中「及び気体原動機」を「、気体原動機その他の原動機及びその部分品」(x))電気抵抗器及びその部分品 に 改

びにこれらの部分品」を加え、 鋳型ベース」に、「鉱物性材料」を「金属、 別表第二の三第二号の二(3)中(xì)を(j)とし、(v)から(x)までを(ji)から(j)までとし、(j)が及びその部分品 同号(38)中(liii)を(lv)とし、 同号(38)(1)を同号(38)(38) (lii) を (liv) とし、 金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴム又はプラスチック」 (li)をij)とし、同号88(1)中「洗浄機」の下に「、破砕機、 (lii) と し、 同号 (38) 中 (xlix) を (li) とし、 (知から) までを 前から(1)までとし、 同 号 (38) (liv)中「鋳型ベース」を 一に改め、 粉砕機」を、「造型機」の下に 同号(38) (liv)を同号(38) (lvi) 「金属鋳造用鋳型枠、 (x|y)を (xlvi) とし、

の次に次のように加える。

液圧式の手持工具及び原動機を自蔵する手持工具並びにこれらの部分品

断機」を加え、 (38) 『械又はウォータージ』『機』を加え、同号8 (xxxiv) を (XXXV) とし (xxiv) . エット切断機械」を「及びウォータージェット切断機械並びにこれら」に改め、同号83(x)を同号83(x)とし、同号83中域を(x)とし、域から過までを過から域までとし、同8(38)中域を(x)とし、はから過までをはから対までとし、同号83(x)中「歯車仕上盤」 (XXXIII) までを (xxv) から iv までとし、 同 号 (38) (XX iii) 中 「及びくい抜き機並びにこれらの機械又は除雪機」 同 号 (38) (xxx))号中「並びにこれらの (xxxv) を同号 (38) の下に 金切 を「、くい (xxxv) E り盤、

号

き機及び除雪機並びにこれら」に改め、同号8 (xxii) を同号 (38) (xxiv) 同 号 (38) 中 (xxii) をii)とし、(xiv)から(xxi)までを(xv) から い までとし、 、同号 (38)(x iii)

の次に次のように加える。

冷蔵用又は冷凍用の機器

を同号38とし、同号36中「及びジルコニウム」を「、ジルコニウム及びレニウム」に改め、同号36を同号37とし、同号中35を36とし、30別表第二の三第二号の二38を同号39とし、同号77(i)中「手工具用」を「卑金属製の手道具及び手工具並びに手工具用」に改め、同号37(i))、冷蔵用又は冷凍用の機器

説 鉄鋼製の管及び中空の形材3) までを1)から3)までとし、同号(2) (i)を次のように改める。

し、③から⑦までを④からæまでとし、同号②の次に次のように加える。別表第二の三第二号の二⑨中をjjjを削り、jyをjjjとし、収からjjjまでをjjjからjjjまでとし、jji) 鉄鋼製の管及ひ中空の用本 同号 (29) を同号 (30) 同 号 中 (28) を (29)

- りん及び砒素
- 塩化水素、クロロ硫酸及び無機非金属酸化物水素、窒素、けい素、りん及び砒素
- 二硫化炭素

(iv) (iii) (ii) (i) 無水アンモニア、アンモニア水、水酸化ナトリウム、 水酸化アルミニウム、 クロ ムの酸化物、 クロ ムの水酸化物及び二酸化マン

ガン並びにヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩

- $(\mathbf{v})$ 無機酸の金属塩及び金属ペルオキシ塩
- コロイド状貴金属、 銀化合物、 金化合物及び過酸化水素

附 (vi) 則

(施行期日)

1 この政令は、、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

(罰則に関する経過措置

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

## (新旧対照条文一覧)

○輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)(抄)・・・・・・・

· · · 1

○輸出貿易管理令(炤和二十四年攺令第三ヨ七十八号)(旁泉郭分よ攺E郭分)

改正案	現行
別表第二の三(第二条、第四条関係)	別表第二の三(第二条、第四条関係)
一	一~二 (略)
二の二 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの(前	二の二 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの(前
三号に掲げる貨物を除く。)	三号に掲げる貨物を除く。)
(1) (略)	(1) (略)
② 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並	② 塩素酸ナトリウム及び過酸化水素
びに鉱物性ろうのうち、次に掲げるもの	
(i) 石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石	
炭から製造したもの並びに亜炭、泥炭、コークス、半成コ	
ークス及びレトルトカーボン	
(ii) キシロール	
(iii) ピッチコークス	
(iv) アスファルトその他これに類する材料の製品	
(v) ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリ	
ン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モン	
タンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類す	
る物品で合成その他の方法により得たもの	
(vi) 歴青質混合物	
③ 無機化学品並びに貴金属及びその無機又は有機の化合物の	(新設)
うち、次に掲げるもの	

- (i) 水素、 窒素、 けい素、 りん及び砒素ひ
- <u>(ii)</u> 塩化水素、 クロロ硫酸及び無機非金属酸化物
- <u>(iii)</u> 一硫化炭素
- <u>(iv)</u> 無水アンモニア、 アンモニア水、 水酸化ナトリウム、 水

び二酸化マンガン並びにヒドラジン及びヒドロキシルアミ 酸化アルミニウム、 ン並びにこれらの無機塩 クロムの酸化物 クロ ムの水酸化物及

- 無機酸の金属塩及び金属ペルオキシ塩
- (4)| (vi) コロイド状貴金属、 (略) 銀化合物、 金化合物及び過酸化水素
- (i)略)

鉄鋼製品及びその部分品のうち、

次に掲げるもの

- <u>(ii)</u> 鉄鋼製の管及び中空の形材
- (iii) (削(xii) る)

略)

(37) (30) タ (36) タングステンの粉並びにモリブデン、 コバルト、 ジルコ

、ム及びレニウム並びにこれらの製品

- 卑金属製品のうち、次に掲げるもの
- (i) 帯のこぎりの卑金属製のブレード
- 機械用の卑金属製の互換性工具 卑金属製の手道具及び手工具並びに手工具用又は加工

(3)| (1) (28)

鉄鋼製品及びその部分品のうち、

次に掲げるもの

- 溶接形鋼
- <u>(ii)</u> 油又はガスの掘削に使用する種類のステンレス鋼製の
- <u>(iii)</u> 鉄鋼製の溶接管

ケーシング及びチュービング

- $\frac{\text{(iv)}}{\varsigma}_{\text{(xiii)}}$ (略)
- 略)

(36) (30) タ (35) ン タングステンの粉並びにモリブデン、 コバルト及びジルコ

ニウム並びにこれらの製品

卑金属製品のうち、次に掲げるもの

- (略)
- 手工具用又は加工機械用の卑金属製の互換性工具

うち、次に掲げるもの ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品及び[〜;;; (略) (略) )附属品

一 反動エンジン、液体原動機、(i) 〜 (ii) 〜 (略) 及びその部分品 気体原動機その他の原動

(x) (xii) <u>(ix)</u> 液体ポンプ及び液体エレベーター並びにこれらの部分 (略)

| (xi) | 移動用、地ならし用、削り用、掘(xi) | 冷蔵用又は冷凍用の機器 | (略) | (略) | (略) | (の) | (o) | (

用又はせん孔用の機械、くい打ち機、くい抜き機及び除雪 機並びにこれらの部分品 掘削用、 突固め用、 採掘

 $\begin{array}{cc} \frac{\langle xxxvi \rangle}{\zeta} & \frac{\langle xxiv \rangle}{\zeta} \\ \swarrow & \frac{\langle xxxv \rangle}{\zeta} \end{array}$ 的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを 使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォ ータージェット切断機械並びにこれらの部分品及び附属品 レーザーその他の光子ビーム、超音波、 略) 放電、 電気化学

 $\frac{(xli)}{\downarrow} \frac{(xl)}{(xl)}$ 歯車研削盤、 平削り盤、 形削り盤、 歯車仕上盤 立削り盤、 金切り 盤 ブローチ盤、 切断機その他の加工 歯切り盤

(略)

 $\mathcal{O}$ 

うち、次に掲げるもの ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品及び附属品[〜;;;) (略)

0

(viii) 反動エンジン、液体原動機及び気体原動 (略)

(xiii) (x) (ix) (ix) (xiii) (xiii) 液体ポーカリーオーブン

(xiii)

(新設)

(xi) | (略) | (を) 削り用、 掘削用、 突固め用、

採掘

これらの機械又は除雪機の部分品 (略)

用又はせん孔用の機械、くい打ち機及びくい抜き機並びに

 $\begin{array}{cc} \underline{(xxxv)} & \underline{(xxiv)} \\ & & \underline{\zeta} \\ \underline{L} & \underline{(xxxiv)} \end{array}$ 附属品 使用して材料を取り除くことにより加工する機械並びにこ 的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを れらの機械又はウォータージェット切断機械の部分品及び レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学

(x1) (xxxyi)歯 平削り盤、 (<u>xxxix)</u> 車研削盤、 形削り盤、 歯車仕上盤その他の加工機械並びにその部分 立削り盤、 ブローチ盤、 歯切り

機械並びにその部分品及び附属品

(xlii) (xlvii) (略)

(xlviii) ニューマチックツー ル 液圧式の手持工具及び原動機を

自蔵する手持工具並びにこれらの部分品

(ji) 選別機、ふるい分け機、分離機、 回じ(ji) (略) 機 型機並びにこれらの部分品 混合機、捏和機、 凝結機、 成形機及び鋳物用砂型の造 洗浄機、 破砕機、 粉砕

(<u>lvi</u>) 金属鋳造用鋳型枠、 (<u>lii</u>) (<u>lv</u>) (略) 金属炭化物、 ガラス、 鋳型ベー 鉱物性材料、 Ż, 鋳造用パ ゴム又はプラスチ ター ン及び金

(略)

ックの成形用の型

<u>(40)</u>

(i)

┊ 電気機器及びその部分品のうち、次に掲げるもの∭∫〜∭ (略)

(ii) トランスフォーマー、 スタティックコンバーター及びイ

ンダクター並びにこれらの部分品

(略)

一次電池及びその部分品

 $(v)|_{\underline{(iv)}}$  (iii) 蓄電池及びその部分品

(ix) (vi) 〜 (wii) 〜 (略) (略) はサーメットの熱吹付け用電気機器並びにこれらの部分品 ろう付け用又は溶接用の機器及び金属又

品及び附属品

 $\frac{(xli)}{\varsigma}$  $\frac{(xlv)}{}$ (略)

(新設)

(1)| (xlvi) (xlix) 別 (xlix)

機、凝結機、成形機及び鋳物用砂型の造型機 選別機、ふるい分け機、 分離機、 洗浄機、 混合機 捏<sup>zz</sup>っ 和

(liv) (lii) (略) (略) 鋳造用パターン及び鉱物性材料の成形用の

型

 $\frac{(lv)}{\varsigma} \\ \underline{(lxi)}$ 

電気機器及びその部分品のうち、 次に掲げるもの

(i) (略)

トランスフォーマー及びスタティックコンバーター

(略)

(ii)

 $(v)|\underline{(iv)}$  (iii) 空気・亜鉛電池及び一次電池の部分品

鉛蓄電池及びニッケル・カドミウム蓄電池

(ix) (vi) (viji) (略)

ろう付け用又ははんだ付け用の機器及び金属用抵抗溶

接機器

 $(\mathbf{x})$ (xix)(略)

電気抵抗器及びその部分品

(xxi) (xx) (xxiii) 電

(41) (43)

<u>(44)</u> ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、 櫓櫂船、 力

ヌー、 ク及び浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホー 光学機器、写真用機器、 照明船、 消防船、 クレーン船その他の 映画用機器、 測定機器、 船舶、 検査機器 浮きドッ

うち、次に掲げるもの

精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品の

レーザー及び武器用望遠照準器、 潜望鏡、 望遠鏡その他

の光学機器並びにこれらの部分品及び附属品

(xii) 物理分析用又は化学分析用の機器、(iii) ~(xii) (略) 機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器及びミク 表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の トーム並びにこれらの部分品及び附属品 粘度、多孔度、 膨張

(xv) (xiv)気的量の測定用又は検査用の機器及びアルファ線、ベータ オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電

> (**x**) (xix)(略)

固定式電気抵抗器及び電気抵抗器の部分品

(xxi) (xx) (xxiii) 固 (略)

(40) <u>(42)</u> (略)

(43) ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、 櫓櫂船及び

カヌー

うち、次に掲げるもの 精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品の 光学機器、写真用機器、 映画用機器、 測定機器、 検査機器

(i) (vi)

(vii) 武器用望遠照準器、 潜望鏡及び望遠鏡その他の光学機器

5 (略)

(xiii) (viii) 機器及び熱、 表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の 物理分析用又は化学分析用の機器、「誠」(略) 音又は光の量の測定用又は検査用の機器 粘度、多孔度、 膨張

(xv) (xiv)気的量の測定用又は検査用の機器 オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電

三 (略) (46) (xvii) (xvi) (48) 線、 測定用又は検出用の機器並びにこれらの部分品及び附属品 サーモスタット及び液体式又は気体式の自動調整機器 (略) ガンマ線、 エックス線、 宇宙線その他の電離放射線の

三 (略)

(45) (xvi) (xvi) (xvi) (液体式又は気体式の自動調整機器 略)